





# もくじ

第1部 序論.....	1
第1章 計画策定の趣旨.....	2
第2章 計画の位置づけと期間.....	4
第2部 福祉総合計画.....	7
第1章 基本理念.....	8
第2章 施策体系.....	9
第3章 福祉総合計画.....	10
第3部 目標達成に向けて.....	17
第1章 社会福祉協議会との連携.....	18
第2章 計画推進の役割分担.....	18
第3章 数値目標.....	19
資料編.....	33
松川町福祉総合計画推進協議会.....	34
諮問・答申.....	36
福祉関連法令.....	37
松川町ボランティアグループ 活動一覧.....	38



# 第1部 序 論

## 第1章 計画策定の趣旨

### ■福祉を取り巻く社会情勢の変化について

松川町では、これまで国や県の取組と歩調を合わせる中で、さまざまな福祉政策を推進してきました。社会福祉協議会や広域連合、圏域や民間福祉事業者と連携を図りながら、障がい者（児）や高齢者の日常生活を包括的に支援し、生活困窮世帯に対しては、生活福祉資金の斡旋や生活保護認定への仲介を進めるなど様々なサービスを提供しています。

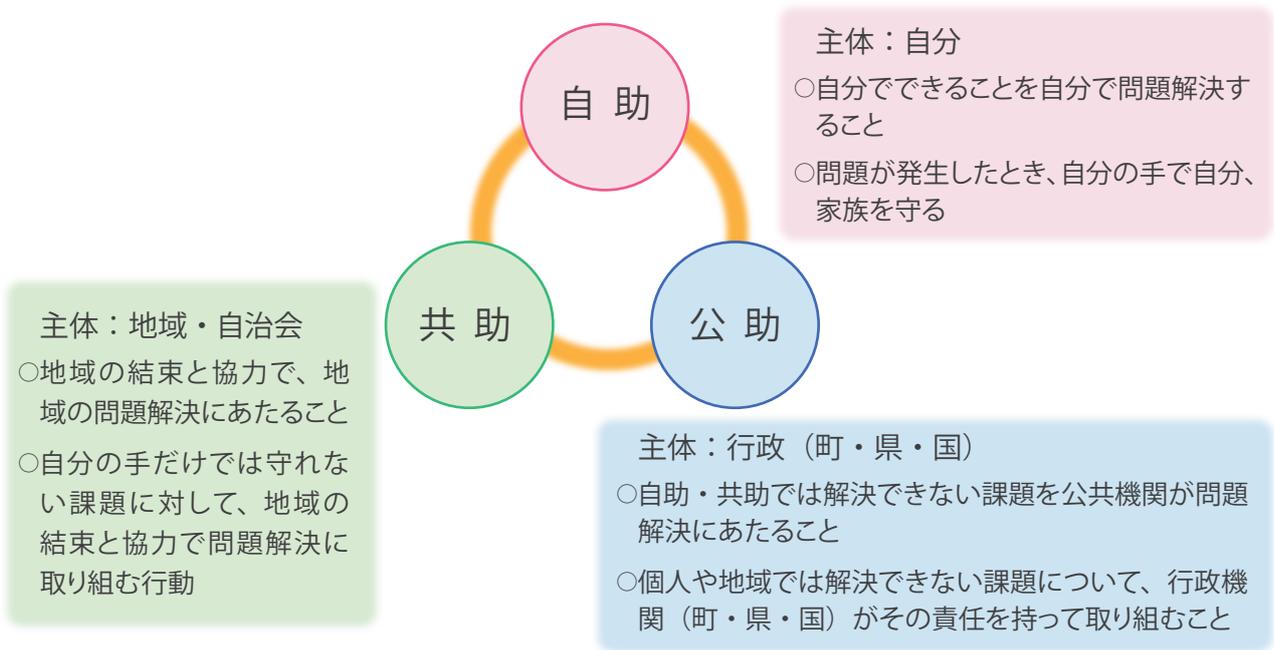
しかし、深刻な少子高齢化や経済的な格差社会の進行など解決されない問題が多々あり、8050問題や高齢者の孤独死を招いている他、様々な意識の多様化、不安定な雇用や低収入化が進行などにより若年世代の未婚化や晩婚化が進んでいます。

また、障がい者（児）等や高齢者への福祉や介護サービスにおいては、国や自治体の財政難や人手不足が影響し、それらの要支援者の需要に対し供給が追いつかない傾向が続いています。

### ■協働による地域福祉の取組が求められています。

市町村の地域福祉計画は「社会福祉法」により策定されることが求められています。この計画は、誰もが住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らしていくことができるよう、地域福祉を推進するための指針であり、住民とともに安心して生活を営むことができる社会を築いていくという考え方が求められています。

地域福祉の推進は、自らの生活を自らの責任で営む（自助）を基本とし、それぞれの地域において地域住民が手を携えながら、思いやりを持って共に支え合い・助け合う活動（共助）、行政による公的サービス（公助）と、一体となった協働による取り組みが重要になってきます。



## ■福祉のあり方を示す計画の策定

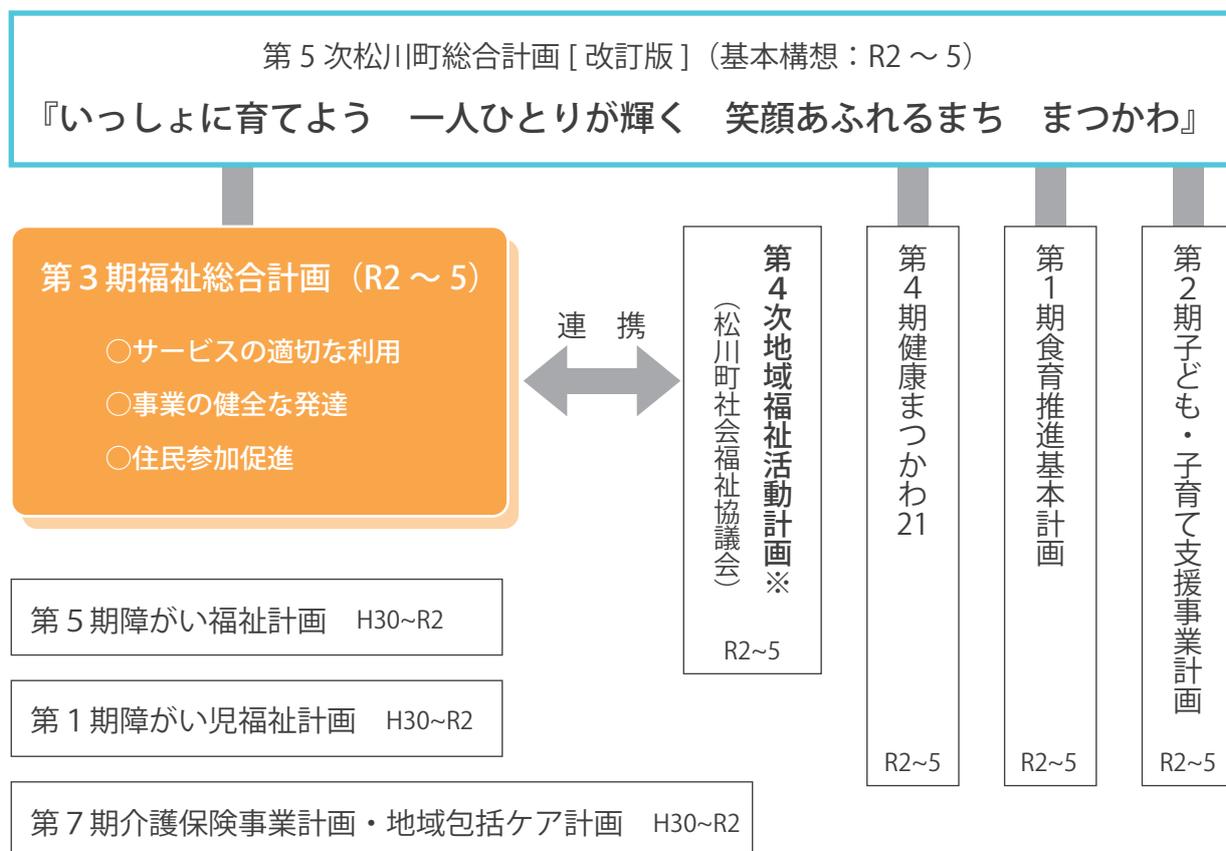
松川町においては、第5次松川町総合計画（基本構想平成28～31年度）に基づき、これまでの障がい者福祉をはじめ、高齢者福祉、次世代育成、健康、男女共同参画の各分野別に計画を策定し、それぞれの施策を計画的に推進してまいりました。松川町福祉総合計画は、その福祉分野に特化した計画です。

第3期松川町福祉総合計画では、障がい者福祉や高齢者福祉、生活困窮者への支援、介護予防事業や地域包括システムの推進といった従来からの施策を継続的に引き継ぐ他、地域共生社会の考え方に基づく拠点整備事業等を加えた総合計画を策定し、福祉施策を推進します。

## 第2章 計画の位置づけと期間

### 第1節 計画の位置づけ

- (1) 第5次松川町総合計画[改訂版]を上位計画とし、「地域福祉の推進」、「障がい者福祉の推進」、「高齢者福祉の推進」を目的とした計画です。
- (2) 社会福祉法第107条及び障害者基本法第11条第3項の規定に基づく計画であり、次の事項を定める計画です。
1. 地域における障がい者の福祉、児童の福祉、高齢者の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  2. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  3. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  4. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (3) 松川町社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と連携する計画です。



※松川町地域福祉活動計画

社会福祉法第109条の規定に基づき設置された松川町社会福祉協議会の地域福祉の推進に関する取り組みを総合的にまとめた計画です。

## 第2節 計画の期間

この計画は令和2年度から令和5年度までの4カ年を計画期間とし、4カ年ごとに見直すものとします。ただし、期間の途中であっても社会情勢の変化や計画の進捗状況などに応じて必要な見直しを行うものとします。

(年度)									
R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
計画策定	第3期 福祉総合計画の計画期間								
				見直し	第4期 福祉総合計画の計画期間				



## 第2部 福祉総合計画

## 第1章 基本理念

地域福祉は、個人が人として尊重され、自立した生活が送れるように、町民、事業者、行政などの「協働」の中で、推進していく必要があります。

すべての人が年齢や状況を問わず、その人のニーズに応じた適切な支援が受けられる環境づくりに向け、公的福祉サービスの拡充、良質な福祉サービスの提供、それらの福祉サービスが容易に利用できる体制づくりを行政や事業所、個人が緊密に連携して取り組んでまいります。

また、地域で起きているさまざまな問題を、他人事ではなく「我が事」としてとらえることにより、地域住民による見守り・助け合いなど、主体的に解決に取り組む地域力が育成されることで、町民一人ひとりが安心して暮らすことが可能になります。

松川町地域福祉計画では基本理念を下記のように掲げて、計画を推進します。

### 基本理念

いっしょに育てよう

一人ひとりが輝く笑顔あふれるまちまつかわ

## 第2章 施策体系

### 福祉のまちづくり像

人の和を活かし 共に支え合う 地域福祉の町

基本目標	施策大綱	基本施策
共に支え合い、健康に暮らすまちづくり	支えあい、認め合うまちづくりと共生社会の実現	①生活困窮者への適切な相談
		②障がい者福祉・支援の充実
		③認知症患者と家族の支援
		④介護保険事業の健全な運営
		⑤共に支え合う地域共生の社会づくり

## 第3章 福祉総合計画

**基本目標** 共に支え合い、健康に暮らすまちづくり

**施策大綱** 支えあい、認め合うまちづくりと共生社会の実現

### 基本施策① 生活困窮者への適切な相談

#### 現状と課題

生活困窮者自立支援法が平成27年4月より施行され、生活保護に至る前の生活困窮世帯に住居の確保や就労の支援、家計相談等の支援が法制化され、自治体も関係機関と連携し、それらの世帯の支援をすることになりました。

- ◆生活支援のための各種制度や、年金、手当等の利用を促進する必要があります。
- ◆生活保護認定に至る前の生活困窮世帯について、就労支援や家計相談などにより再建を図るなど各機関の連携した取り組みが必要です。
- ◆病気等により経済的に困窮する方が増加しています。また社会経済の悪化により、貧困者の増大が懸念されます。

#### 事業内容

##### 【01】生活支援制度の利用支援

- ・生活困窮世帯が各種制度を利用しやすくするため、生活保護制度の他、各種支援制度について紹介、手続きの支援を行います。
- ・生活保護認定にあたっては、下伊那保健福祉事務所と連携して相談、手続きの支援を行います。
- ・各種給付金融資制度の相談など支援を行います。

##### 【02】生活困窮世帯の自立のため相談支援を行います。

- 経済的負担軽減のため、税の減免や給付事業を行います。
- ・税の減免や所得控除手続きの支援を行います。
- ・「まいさぼ」（生活就労支援センター）や社会福祉協議会等へ就労支援及び家計相談のワンストップサービスに取り組みます。

## 目標指標

目標指標	単位	H30年度 実績値	R5年度 目標値	説明
生活困窮の相談件数	件	11	10	窓口相談受付件数

## 基本施策② 障がい者福祉・支援の充実

### 現状と課題

障がいを持つ方の就労に関する訓練や、社会交流の場として、松川町地域活動支援センターを委託により運営しています。

- ◆ 利用者の社会参加や創作活動支援に資するため、多様なニーズに対応したサービスを提供する必要があります。

### 事業内容

#### 【01】松川町地域活動支援センター「あすなろ」の運営

- 障がい者の社会参加と創作活動や就労支援に資するため、松川町地域活動支援センター「あすなろ」を運営します。
  - ・ 地域活動支援センター「あすなろ」を「親愛の里松川」に委託し運営します。
  - ・ 工賃作業等の軽労働を通して職業訓練を行います。
  - ・ レクリエーションや社会見学を通して利用者の社会参画を促します。
  - ・ 利用者のニーズに対応した幅の広いサービスメニューを企画していきます。
- 長期入院者の退院後の社会復帰のための「居場所」としての役割が求められています。
  - ・ 病院等関係機関との連携を行い、個別支援の検討を行います。

### 目標指標

目標指標	単位	H30年度 実績値	R5年度 目標値	説明
日平均利用者数	人	10.1	12	地域活動支援センターⅢ型の利用人数

※地域活動支援センターとは、障害者総合支援法にもとづき、障がいのある人を対象として創作的活動・生産活動・社会との交流促進などの機会を提供する支援機関です。  
障がいのある人の地域生活を支える、国の「地域生活支援事業」のひとつとして位置づけられています。  
Ⅲ型は1日当たりの実利用人数が10名以上の「機能強化事業」の形態名称です。

## 基本施策③ 認知症患者と家族の支援

### 現状と課題

介護保険制度が創設され19年が経過する中で、認知症への理解が完全とは言えないが、関心は非常に高くなっています。

- ◆ 認知症への理解の普及啓発を進める必要があります。介護の中でも認知症介護は地域等多くの支えが必要です。

### 事業内容

#### 【01】認知症を知る

- ・ 認知症サポーター養成講座を開催します。
- ・ オレンジチーム（認知症初期集中支援チーム）が認知症患者とそのご家族を支援します。
- ・ オレンジ推進員（認知症地域支援推進員）が地域での認知症啓発活動を行います。
- ・ ひとり歩き行方不明者位置検索システム（GPS）や行方不明者情報配信サービスにより早期発見を目指します。

### 目標指標

目標指標	単位	H30年度実績値	R5年度目標値	説明
認知症サポーター養成講座受講者数	人	254	300	年平均150人受講。一度受講した方でも、認知症への理解を深めるため再度受講していただく

## 基本施策④ 介護保険事業の健全な運営

### 現状と課題

3年毎に介護保険事業計画・地域包括ケア計画の見直しを行っています。

◆介護予防の推進と、適正な介護給付に努め、介護費用の抑制を図る必要があります。

### 事業内容

#### 【01】介護保険事業の健全な運営

○適正な介護サービスの供給と質の確保のため、介護保険事業の健全な運営を行います。

- ・適正な保険料の設定と徴収。
- ・サービス事業者への指導監督。
- ・介護保険事業計画・地域包括ケア計画に沿った事業の推進。

## 基本施策⑤ 共に支え合う地域共生の社会づくり

### 現状と課題

平成30年8月に策定した「社会福祉施設保全計画」では、以下の施設で実施している事業について、早急に対策を講じることとしています。

#### (1) 老人福祉センター

##### ① コミュニティ・カフェ

地域での居場所として、従来の介護予防事業に捉われず、誰もが自由に集える場所となっています。開かれたメニュー内容を自ら選択参加し、生きがいつくりと介護予防を実践しています。

##### ② 出張デイサービス

自立した生活を送れる生きがいが必要としたり、家に閉じこもりがちな方の送迎を行い、日帰りで食事、趣味活動、軽スポーツ、介護予防体操を行っています。

##### ③ 放課後等デイサービス

親愛の里松川では、学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施しています。

#### (2) 旧北名子保育園

##### ① 地域活動支援センター「あすなろ」

通所型の障がい者施設で、利用者が地域において自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流を促進する施設です。

##### ② 自殺対策・精神保健相談窓口

社会福祉士等専門家による専用の相談窓口を平成29年度より設置しました。これは、平成28年4月1日に施行された自殺対策基本法の一部改正に基づき、市町村において自殺対策のために必要な事業に取り組むこととされたことに対応したものです。

◆平成29年度に耐震診断を行った老人福祉センターは、1階X方向が $I_s = 0.42$ で耐震補強が必要と診断されました。また敷地の一部が土砂災害警戒区域にあることから、対策が必要です。

◆人口減少と高齢化が進み福祉の担い手不足が懸念される中、これまでのような福祉施策の縦割りをできるだけなくし、「受け手」と「支え手」が相互の交流を通じ相乗効果を図る必要があります。

事業内容

【01】地域共生社会の拠点整備

拠点整備にあたり、以下の考え方を基に検討を進めます。

- ・年齢や障がいの有無に関わらず、すべての人が自分らしく、それぞれに役割を持ちながら社会参加できる地域づくりを進めるための拠点整備を行います。
- ・こどもから高齢者まで様々な世代が集まる機能を複合させ、お互い知り合う機会を創出します。
- ・地域住民が気軽に立ち寄れる場所とします。
- ・施設で行われる活動には、地域住民の自主性を尊重し、経験や能力を活かせる事業を多く取り入れます。
- ・販売コーナーを設置し、施設利用者の生産品や町内生産者の生産品販売等を行います。
- ・必要に応じて町内の空き家を活用し、福祉施設としての活用を図ります。

目標指標

目標指標	単位	H30 年度 実績値	R5 年度 目標値	説明
コミュニティカフェ 及び地域活動支援セ ンター「あすなろ」 延利用者数	人	4,896	5,100	地域共生社会の拠点となる施設を、 交通の便や地理的条件を考慮した場 所へ統合して整備し、年齢や障がい の有無にかかわらず活躍できる場を 提供することで、利用者の増を図り ます

## 第3部 目標達成に向けて

## 第1章 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、地域住民や福祉関係者などの参加協力を得て活動し、民間組織としての自主性を持つ組織として、以下の事業を実施しています。

- ・社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ・社会福祉に関する活動への町民参加の援助
- ・社会福祉を目的とする事業の調査、普及、啓発、連絡調整

この計画は社会福祉協議会の『地域福祉活動計画』と密接に連携を取り合い、双方で地域福祉の実現を目指します。

## 第2章 計画推進の役割分担

この計画は、町や社会福祉協議会のそれぞれの役割を中心として構成されていますが、地域福祉を推進する上では、そこに多様な関係主体や地域住民の役割を加え、協働の視点に立って進めていくことが重要です。また『福祉総合計画推進協議会』を設置し、計画に基づく事業の推進と成果の評価を行い、事業の効率的な推進を図ります。推進と成果の評価を行い、事業の効率的な推進を図ります。

### (1) 町民や地域組織の役割

- ・行政区、ボランティア団体、NPO 法人などの活動への参加
- ・地域における支え合い活動（「見守り」「話し合い」「助け合い」）への参加
- ・地域の身近な問題の発見と解決
- ・地域での福祉サービスのニーズの把握
- ・日常的な仲間づくり、交流のための場づくり
- ・自主防災体制の推進

### (2) 事業者の役割

【保健、医療、福祉団体等】

- ・保健、医療、福祉のネットワークへの参加及び総合的なサービス提供
- ・地域福祉活動への参加及び地域との交流
- ・サービスの質の向上及び事業内容の情報公開
- ・相談機能の充実及び事業者段階の苦情解決の仕組みの整備
- ・人材の育成、新たな事業の開発、事業への参入

**(3) 行政の役割**

【社会福祉協議会や学校と連携しながら】

- ・社会福祉法人、ボランティア団体、NPO 法人等への支援
- ・保健、医療、福祉のネットワークづくりの支援及び、総合的なサービス提供体制の推進
- ・総合相談体制の整備
- ・福祉サービスの情報提供
- ・成年後見制度や権利擁護事業等の活用と広報
- ・自主防災体制への支援

**第3章 数値目標**

松川町福祉総合計画の達成度をよりわかりやすくするために、以下のように数値目標を設定します。

目標指標	単位	H30 年度 実績値	R5 年度 目標値	説明
生活困窮の相談件数	件	11	10	窓口相談受付件数
日平均利用者数	人	10.1	12	地域活動支援センターⅢ型の利用人数
認知症サポーター養成講座受給者数	人	254	300	年平均 150 人の受講。一度受講した方でも、認知症への理解を深めるため再度受講していただく。
コミュニティカフェ及び地域活動支援センター「あすなる」延利用者数	人	4,896	5,100	地域共生社会の拠点となる施設を、交通の便や地理的条件を考慮した場所へ統合して整備し、年齢や障がいの有無に関わらず活躍できる場を提供することで、利用者の増を図ります。

**基本目標2** 共に支え合い、健康に暮らすまちづくり

**施策大綱3** 支えあい、認め合うまちづくりと共生社会の実現

現 況	課 題
◇隣近所の関わりが希薄となっています。 ◇「福祉を考える集会」や「ふれあい広場」を通じて、地域福祉への関心を持てる環境を提供していません。	◆担い手の育成には、全ての地域住民が地域福祉について関心を持ち、高齢者や障がい者等への理解を深めることが必要です。
◇障がい者スポーツ大会等の支援を行っています。 ◇文化活動等のイベント開催を支援しています。	◆単位高齢者クラブの解散が相次ぐ中で、高齢者の生きがい活動の場を確保する必要があります。 ◆障がいを持つ方が積極的にスポーツ活動等へ参加する機会を確保する必要があります。
◇介護保険制度が創設され20年近く経つ中で、認知症への理解が完全とは言えないが、関心は非常に高い。	◆認知症への理解の普及啓発を進める必要があります。介護の中でも認知症介護は地域等多くの支えが必要です。

基本事業	事業の内容	担当課係名
<b>(1) 地域福祉を推進するひとづくり</b>		
①住民意識の向上と学習支援	<p><b>【01】 広報やイベント、学習会による住民意識の高揚</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●町民の地域福祉に関する知識を深め、差別や偏見を取り除き、地域の支え合いの精神を醸成するため、広報やイベントによる交流、学習会の開催を行います。</li> <li>・広報紙等による啓発を行います。</li> <li>・幼児からお年寄り、障がいを持つ人持たない人、福祉事業所の交流の場である「ふれあい広場」の開催を支援します。[社]</li> <li>・福祉を考える集会の開催を支援します。[社]</li> </ul> <p>※[社]・・・松川町社会福祉協議会が実施している事業です。</p>	保健福祉課
②高齢者、障がい者の文化スポーツ活動の支援	<p><b>【01】 高齢者、障がい者の文化スポーツ活動の支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●人とのふれあい、交流のため、障がい者のスポーツ大会や、文化芸術活動の支援を行います。</li> <li>・松川町文化祭等作品発表やイベントの支援を行います。</li> <li>・県障がい者スポーツ大会等の運営に参加します。</li> <li>・県障がい者福祉センターが実施する障がい者スポーツ教室の開催を支援します。</li> <li>・高齢者クラブ会員以外の高齢者の自主性を尊重しながら、事業参加を広報紙等を活用し促進します。</li> </ul>	保健福祉課 高齢者係 / 福祉係
③認知症患者と家族の支援	<p><b>【01】 認知症を知る</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症サポーター養成講座を開催します。</li> <li>・オレンジチーム（認知症初期集中支援チーム）が認知症患者とご家族を支援します。</li> <li>・オレンジ推進員（認知症地域支援推進員）が地域での認知症啓発活動を行います。</li> <li>・GPS や行方不明者情報配信サービスにより早期発見を目指します。</li> <li>・オレンジカフェ（認知症カフェ）を運営し、軽度認知症患者等の認知症予防とご家族支援を行います。</li> </ul>	保健福祉課 地域包括支援センター係

現 況	課 題
<p>◇民生児童委員（29名）は、「地域の相談役」として、高齢者・障がい者等の見守りや支援を行っています。</p> <p>◇災害時要援護者台帳への登録、緊急通報装置の設置について、ひとり暮らし世帯等への斡旋に力を入れています。</p>	<p>◆隣近所との関わりが希薄になりつつある高齢者等について、孤立化が懸念されています。</p> <p>◆民生児童委員を知らないとの声もあり、町民と民生児童委員とのつながりを充実させていく必要があります。</p> <p>◆民生児童委員の定例会については、案件の報告に終始しており、相談の対処方法についてのノウハウの共有が充分ではありません。</p>
<p>◇民生児童委員については、困難な相談事例や要支援者の見守りなど重要な職責を担っており年々負担が増加しています。</p>	<p>◆職務の多様化や出労時間の拡大により民生児童委員のなり手が不足しています。</p>
<p>◇老人福祉センターでは、以下の事業を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティカフェ</li> <li>・出張デイサービス</li> <li>・放課後等デイサービス</li> </ul> <p>◇旧北名子保育園では、以下の事業を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動支援センター“あすなろ”</li> <li>・自殺対策・精神保健相談窓口</li> </ul>	<p>◆平成29年度に耐震診断を行った老人福祉センターは、1階X方向が<math>Is = 0.42</math>で耐震補強が必要と診断されました。また敷地の一部が土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域にあることから、今後の使用については対策が必要です。</p> <p>◆高齢化と人口減少が進み福祉の担い手不足が懸念される中、これまでのような福祉施策の縦割りをできるだけなくし、「受け手」と「支え手」が相互の交流を通じた相乗効果を図る必要があります。</p>

基本事業	事業の内容	担当課係名
<b>(2) 暮らしを支えあう地域づくり</b>		
① 民生児童委員による相談、支援体制の充実	<p><b>【01】 民生児童委員活動の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域に密着し、「地域の相談役」として町民の福祉に関わる相談や援助を行うため、民生児童委員を配置し、福祉行政情報の提供と情報交換のための民生児童委員協議会事務局を担います。</li> <li>・ 毎月、民生児童委員協議会を開催し、福祉行政に関する情報提供および相談事案の報告、行事・イベント等の計画、調整を行います。</li> <li>・ 民生児童委員が担当地域の家庭を訪問し状況の聞き取りや相談を行います。</li> <li>・ 民生児童委員がボランティア活動や学校、保育園等のイベントに積極的に参加します。</li> <li>・ 民生児童委員のスキルアップとノウハウの蓄積を図るため、定例会において事例検討並びに情報の共有を積極的に行っていきます。</li> <li>・ 民生児童委員協議会事務局として「くらしの相談」(社協主催)に出労する委員に、施策や制度等の情報提供等を行い、相談案件の解決に向け支援します。</li> </ul> <p><b>【02】 民生児童委員のあり方の検討</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 民生児童委員活動の職務が多様化してきていることや困難な相談事案も出てきているため、一人の委員が問題を抱え込むことのないよう活動体制を検討します。</li> </ul>	保健福祉課 福祉係
① 共に支えあう地域共生の社会づくり	<p><b>【01】 地域共生社会の拠点整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 年齢や障がいの有無に関わらず、すべての人が自分らしく、それぞれに役割を持ちながら社会参加できる地域づくりを進めるための拠点整備を行います。</li> <li>・ こどもから高齢者まで様々な世代が集まる機能を複合させ、お互い知り合う機会を創出します。</li> <li>・ 地域住民が気軽に立ち寄れる場所とします。</li> <li>・ 施設で行われる活動には、地域住民の自主性を尊重し、経験や能力を活かせる事業を多く取り入れます。</li> <li>・ 販売コーナーを設置し、施設利用者の生產品や町内生産者の生產品販売等を行います。</li> <li>・ 必要に応じて町内の空き家を活用し、福祉施設としての活用を図ります。</li> </ul>	保健福祉課 福祉係 / 地域包括支援センター係

### 第3部 目標達成に向けて

現況	課題
<p>◇ドメスティックバイオレンス(以下「DV」という。)、児童および高齢者虐待の事案が町内でも発生しています。</p> <p>◇周知が広がることにより、当事者や周りの方の意識が変わり、事案に対しての通報が増え始めています。一般通報の他、警察通報もありより一層の連携が望まれます。</p>	<p>◆DVや虐待事例については通常表面化していないため、発生防止を図る上で、きめ細かな情報収集と確認作業、発生時においては迅速な対応を取る必要があります。</p>
<p>◇保護司を中心として、社会を明るくする運動が実施されています。</p>	<p>◆地域や家庭、教育現場において、犯罪や非行防止の意識高揚が必要です。</p>

基本事業	事業の内容	担当課係名
①DV、児童虐待防止対策の推進	<p><b>【01】DV、児童および高齢者の虐待防止対策の推進</b></p> <p>●DVや虐待の発生を予防するため、啓発および通報協力等の普及促進を行うと共に、事案が発生した場合は速やかに対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・噂や風評等の段階であっても担当地区の民生児童委員に確認を行う他、児童相談所、下伊那福祉事務所の女性相談員等と情報の交換を行います。</li> <li>・広報紙により町民にDV、虐待事案の通報協力をお願いします。</li> <li>・保護対象者の保護を行います               <ul style="list-style-type: none"> <li>①住民票・戸籍附表の閲覧制限の手続き指導を行います。</li> <li>②各種手当の給付についてアドバイスします。</li> <li>③DV・児童虐待案件は密接に関係していることがあることら、こども課や関係機関と連携し必要に応じて母子寮（一時保護）やシェルター等への避難誘導を図ります。</li> </ul> </li> </ul>	保健福祉課
②子供の健全育成	<p><b>【01】社会を明るくする運動の推進</b></p> <p>●非行や犯罪のない社会づくりを目的とし、次代を担う青少年が健全に育つ環境づくりに重点を置いた社会を明るくする運動を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町、保護司、更生保護女性会、青少年健全育成関係団体が連携して「松川町社会を明るくする運動」を実施します。</li> </ul>	保健福祉課 福祉係

### 第3部 目標達成に向けて

現 況	課 題
◇包括支援センターの名前は大分浸透してきたが、まだまだどこへ相談していいのかわからないという声が聞かれます。	◆相談窓口を更に周知していく必要があります。
◇高齢者の介護予防と生きがいづくりを提供しています。	◆多くの高齢者が参加できる生きがい活動の場が必要です。
◇年々ひとり暮らしや高齢者世帯が増加しています。	◆高齢者がひきこもりにならないよう安否確認等のサービスが必要です。
◇3年ごとに介護保険事業計画・地域包括ケア計画の見直しを行なっています。	◆介護予防の推進と、適正な介護給付に努め、介護費用の抑制を図る必要があります。
◇一般高齢者や一次・二次予防事業対象高齢者の介護予防事業を行っています。	◆地域の実情に合った「地域包括ケアシステム」を構築する必要があります。

基本事業	事業の内容	担当課係名
<b>(3) 福祉サービスの充実</b>		
①相談・支援事業の実施	<b>【01】 高齢者の総合相談・支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防、認知症予防の相談、支援を行います。</li> <li>・高齢者の権利擁護に関する相談、支援を行います。</li> <li>・介護予防の相談、支援を行います。</li> </ul>	保健福祉課 地域包括支援センター係
②高齢者福祉サービスの充実	<b>【01】 生きがいづくりと介護予防活動の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●生きがいづくりと介護予防、認知症予防のため、利用者の自主性を尊重した事業を実施します。</li> <li>・老人福祉センターや室内温水プールでの体操教室の開催。</li> <li>・コミュニティ・カフェ（高齢者生きがいディサービス）での生きがい活動の支援。</li> </ul>	保健福祉課 地域包括支援センター係
	<b>【02】 ひとり暮らし高齢者等への支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ひとり暮らし世帯などのひきこもりを解消するため、訪問による声かけや安否確認を行ないます。</li> <li>・こんにちは訪問事業（訪問によるひとり暮らし高齢者の安否確認と精神的支援）。[社]</li> <li>・配食サービスの実施。[社]</li> <li>・高齢者や障がい者等へ緊急通報装置の設置斡旋。</li> </ul>	保健福祉課 地域包括支援センター係
③介護保険事業の健全な運営	<b>【01】 介護保険事業の健全な運営</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●適正な介護サービスの供給と質の確保のため、介護保険事業の健全な運営を行います。</li> <li>・適正な保険料の設定と徴収。</li> <li>・サービス事業者への指導監督。</li> <li>・介護保険事業計画・地域包括ケア計画に沿った事業の遂行。</li> </ul>	保健福祉課 高齢者係 / 地域包括支援センター係
	<b>【02】 地域包括ケアシステムの推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護予防と日常生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築します。</li> <li>・介護予防・日常生活支援総合事業の推進。</li> <li>・生活支援コーディネーターの配置。</li> <li>・在宅医療と介護の連携の推進。</li> </ul>	保健福祉課 地域包括支援センター係

第3部 目標達成に向けて

現 況	課 題
<p>◇障がいを持つ方の就労に関する訓練や、社会交流の場として、松川町地域活動支援センターを委託により運営しています。</p>	<p>◆利用者の社会参加や創作活動支援に資するため、多様なニーズに対応したサービスを提供する必要があります。</p>
<p>◇社会保険や雇用保険が「第1のセーフティネット」、生活保護制度が「第3のセーフティネット」とされています。</p> <p>◇生活困窮者自立支援法が平成27年4月より施行され、生活保護に至る前の生活困窮世帯に住居の確保や就労の支援、家計相談等の支援が「第2のセーフティネット」として法制化され、自治体も関係機関と連携し、それらの世帯の支援をすることになりました。</p>	<p>◆生活支援のための、各種制度や、年金、手当等の利用を促進する必要があります。</p> <p>◆生活保護認定にいたる前の生活困窮世帯について、就労支援や家計相談などにより再建を図るなど各機関の連携した取り組みが必要です。</p> <p>◆病気等により経済的に困窮する方が増加しています。また社会経済の悪化により、貧困者の増大が懸念されています。</p>

基本事業	事業の内容	担当課係名
④障がい者福祉・支援の充実	<p><b>【01】松川町地域活動支援センター「あすなろ」の運営</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●障がい者の社会参加と創作活動や就労支援に資するため、松川町地域活動支援センター「あすなろ」を運営します。</li> <li>・地域活動支援センター「あすなろ」を「親愛の里まつかわ」に委託し運営します。</li> <li>・工賃作業等の軽労働を通して職業訓練を行います。</li> <li>・レクリエーションや社会見学を通して利用者の社会参画を促します。</li> <li>・利用者のニーズに対応した幅の広いサービスメニューを企画していきます。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>●長期入院者の退院後の社会復帰のための「居場所」としての役割が求められています。</li> <li>・病院等関係機関との連携を行い、個別支援の検討を行います。</li> </ul>	保健福祉課 福祉係
⑤生活困窮者への適切な相談	<p><b>【01】生活支援制度の利用支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●生活困窮世帯が各種制度を利用しやすくするため、生活保護制度の他、各種支援制度について紹介、手続きの支援を行います。</li> <li>・生活保護認定にあたっては、下伊那福祉事務所と連携して相談、手続きの支援を行います。</li> <li>・生活自立支援のパンフレットを配布、活用等して各種給付金融資制度の相談など支援を行います。</li> </ul>	保健福祉課 福祉係
	<p><b>【02】生活困窮世帯の自立のため相談支援を行います。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●経済的負担軽減のため、税の減免や給付事業を行います。</li> <li>・税の減免や所得控除手続きの支援を行います。</li> <li>・「まいさぼ」（生活就労支援センター）や社会福祉協議会等へ就労支援および家計相談の仲介を行います。</li> </ul>	保健福祉課 福祉係

第3部 目標達成に向けて

現 況	課 題
<p>◇地域福祉の基盤的施策である人権擁護を推進するため、啓発や相談事業を推進しています。</p>	<p>◆高齢者や障がいを持つ方に関わる差別や、隣近所とのいさかい等は、全ての町民が排除する意識を持つことが必要です。</p>
<p>◇地域福祉推進の基盤的一環として、町内のバリア(危険箇所や支障箇所)の解消が求められています。</p>	<p>◆町内のバリアフリーのチェックを行い、改善に向けた取り組みを進める必要があります。</p> <p>◆バリアフリーも、全ての障がいを持つ方の利便性に資するわけではなく、場合によって特定の利用者に不便になることもあることから十分な調査が必要です。</p>
<p>◇松川町結婚相談所と下伊那北部5町村が共同運営する結婚相談所「愛ねっと北部」を開設(平成21年度～)しています。</p> <p>◇結婚・出産・子育て等についての考え方が多様化してきています。</p>	<p>◇松川町結婚相談所と下伊那北部5町村が共同運営する結婚相談所「愛ねっと北部」を開設(平成21年度～)しています。</p> <p>◇結婚・出産・子育て等についての考え方が多様化してきています。</p>
<p>◇全国的に離婚率が上昇し、ひとり親家庭が増加する中、松川町においても増加傾向にあります。</p>	<p>◆地域のひとり親家庭等の状況を把握しつつ、総合的な対策を適切に実施していくことが必要です。</p>

基本事業	事業の内容	担当課係名
<b>(4) 地域福祉の基盤整備</b>		
①人権擁護の推進	<b>【01】人権擁護の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者や障がい者に対する、同情や隔離による差別の思想が発生しないように、啓発や相談事業を行います。</li> <li>・人権擁護について、広報で啓発します。</li> <li>・人権擁護委員による人権相談所の利用斡旋と、啓発活動の支援を行います。</li> </ul>	保健福祉課 福祉係
②安心して外出できる環境整備	<b>【01】公共施設のバリアフリー化の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●障がいを持つ方等が安心して外出できるようにするため、公共施設や道路のバリアフリーチェックを行い、改善を進めます。</li> <li>・社会福祉関係団体と連携して、道路や公共施設のバリアフリーチェックを行い改善を図ります。</li> <li>・公共施設の建築、改修にあたっては、建設課等関係機関と連携しバリアフリーを考慮した設計施工を行います。</li> </ul>	保健福祉課 福祉係
<b>(5) 次代の親の育成（結婚・出産等の支援）</b>		
①男女の出会い、交流の場の創設	<b>【01】男女の出会い、交流の場の創設</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●結婚を目的とする出会いを支援するため、結婚相談所の運営および交流イベント等を実施します。</li> <li>・常設の結婚相談所「愛ねっと北部」を、下伊那北部地区5町村で共同運営します。</li> <li>・松川町結婚相談所の運営を支援します。</li> <li>●人生設計における若年層の意識啓発</li> <li>・家庭を持つことや子どもを育てることの喜び、意義を認識してもらうため、「愛ねっと北部」を中心に講座やセミナー等を企画・開催します。</li> </ul>	保健福祉課 福祉係
<b>(6) 地域における子育て支援サービスの充実</b>		
①ひとり親家庭等自立支援	<b>【01】ひとり親家庭の自立支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●児童を養育しているひとり親家庭の生活の安定と自立を助け福祉の増進を図るため、申請受付や窓口相談を行います。</li> <li>・下伊那福祉事務所の女性相談員、就労支援相談員と連携し、相談業務を行います。</li> <li>・児童扶養手当や母子父子寡婦福祉会資金借入等について窓口相談を行っています。</li> </ul>	保健福祉課 福祉係





資料編

## 松川町福祉総合計画推進協議会

### ■松川町福祉総合計画推進協議会委員名簿

	所属	氏名	備考
町議会議員	町議会議員	松井 悦子	
	町議会議員	中平 文夫	
社会福祉関係者	下伊那赤十字病院	熊谷 幸子	
	松川町社会福祉協議会	水野 一昭	協議会長
	民生児童委員協議会	南端 照雄	
	人権擁護委員	北村 稔	
学識経験者	身体障がい者福祉協会	加藤 博	
	福祉を考える会	原 節子	副協議会長
	日赤奉仕団	吉澤 良子	
	ボランティア連絡会	佐々木 孝子	
	手をつなぐ育成会	大沢 英一	
	精神障がい者家族会	北原 サダ子	
公募委員	公募委員	岡村 匡人	

(敬称略)

任期：平成 29 年 8 月 9 日～令和 2 年 8 月 8 日

## ■松川町福祉総合計画推進協議会設置要綱

○松川町福祉総合計画推進協議会設置要綱

平成22年8月9日 告示第48号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条及び障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づき、松川町の地域福祉と障がい者のための施策に係る松川町福祉総合計画（以下「福祉総合計画」という。）の策定及び推進を図るため、松川町福祉総合計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 福祉総合計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 福祉総合計画の事業推進に関すること。
- (3) 福祉総合計画の事業の評価に関し必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織し、次の各号に掲げる者をもって構成し、町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 社会福祉関係者
- (4) 一般公募による町民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任することを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が必要に応じ招集し、会長が議長となる。

2 会議には、委員のほか必要により関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉課が行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(松川町地域福祉計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 松川町地域福祉計画策定委員会設置要綱（平成17年松川町要綱第13号）は廃止する。

(松川町地域福祉計画推進協議会設置要綱の廃止)

3 松川町地域福祉計画推進協議会設置要綱（平成19年松川町告示第67号）は廃止する。

(松川町障がい者計画等策定委員会設置要綱の廃止)

4 松川町障がい者計画等策定委員会設置要綱（平成19年松川町告示第79号）は廃止する。

## 諮問・答申

### ■諮問

#### 諮 問 書

元松保第 419 号  
令和 2 年 1 月 24 日

松川町福祉総合計画推進協議会  
会長 水野 一昭 様

松川町長 宮下 智博

下記事項について記協議会に諮問します。

#### 記

第 3 期松川町福祉総合計画について

### ■答申

令和 2 年 3 月 1 1 日

松川町長 宮下 智博 様

松川町福祉総合計画推進協議会  
会長 水野 一昭

第 3 期松川町福祉総合計画の策定について（答申）

## 福祉関連法令

### ■社会福祉法（抜粋）

#### 第十章 地域福祉の推進

（市町村地域福祉福祉計画）

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

### ■障害者基本法（抜粋）

（障害者基本計画等）

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

（ 省 略 ）

- 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

## 松川町ボランティアグループ 活動一覧

No.	組織／グループ	活動内容
1	レンゲツツジの会	障がいのある人、ない人、みんな一緒のバス俳句の企画・実施
2	いとし児階	集会、学習会時のお子守り
3	ぱっかぽかの会	高齢者世帯への援助・おせち作り
4	スイートボイスクラブ	視覚障がいの方のためのテープ録音・デイサービスでの朗読等
5	ゆきわり草	高齢者世帯へのお弁当配り
6	こでまりの会	手芸・手仕事のお手伝い
7	あいむ	こども福祉教室の運営
8	おもちゃ図書館	おもちゃ図書館の運営
9	さざなみ会	町内福祉施設支援ボランティア
10	ひまわりの会	介護技術等の指導
11	編集委員会	ボランティアだより“ふれあい広場”の編集
12	ハーモニーコンサート 実行委員会	ハーモニーコンサートの開催
13	はこべの会	機関紙“はこべ”に福祉に関する情報の掲載
14	ノンタンの会	子ども達への絵本の読み聞かせ、福祉施設での絵本の読み聞かせ
15	きっかけ講座	施設やグループのお手伝い、リサイクルで小物作り
16	自遊会	子ども達が松川町の自然の中で遊ぶイベントの企画・実施、池の平周辺の草刈りなどの清掃活動
17	花てまりクラブ	松川インター入り口の花壇作り、役場庁舎玄関のコンテナガーデン作り
18	名子ハーモニカバンド	ハーモニカ演奏を通じたボランティア
19	2.3gの会	廃油を使った手作りせっけん製造
20	たんぼぼの会	お話相手（傾聴）ボランティア
	個人ボランティア	





---

松川町役場 保健福祉課

〒399-3303

長野県下伊那郡松川町元大島 3823

TEL 0265-36-3111 (代表)

0265-36-7022 (直通)

FAX 0265-36-5091

---